

I 共済制度のあらまし

地方公務員法第 43 条は、職員の共済制度の実施について規定し、これに基づいて、相互救済を目的とする共済制度を設け、地方公務員とその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする、地方公務員等共済組合法が制定されています。

公共済の事業は、組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害等の事由による経済的負担を補填又は軽減することを主な目的とした短期給付事業、組合員の退職、障がい又は死亡による年金の支給を目的とした長期給付事業、健康の保持増進等組合員の福祉向上に資することを目的とした福祉事業の3つのものがあります。

1 組合員の範囲と種別

次に該当する者は、職員となった日から公立学校共済組合大阪支部の組合員となります。

- (1) 府内の公立学校の教職員・事務職員等
- (2) 大阪府教育庁及びその所管の教育機関の職員
- (3) 公立学校共済組合大阪支部（事務局、大阪宿泊所、嵐山保養所）の職員
- (4) 公立大学法人の役職員

なお、組合員は、任用形態によって「一般組合員」と「短期組合員」に分かれ、適用される社会保険制度が異なります。（下表参照）

一般組合員は、大阪支部の短期給付事業・長期給付事業・福祉事業の全てが適用されます。短期組合員は、大阪支部の短期給付事業・福祉事業が適用され、長期給付事業は適用されませんが、日本年金機構の一般厚生年金に加入します。

組合員種別	社会保険制度		主な任用形態
	健康保険	年金	
一般組合員	公立学校共済組合 大阪支部	公立学校共済組合 大阪支部	常勤一般職員、再任用フルタイム職員、任期付職員、フルタイム非常勤職員で13か月目以降（注1）
短期組合員	公立学校共済組合 大阪支部	日本年金機構 （一般厚生年金）	再任用短時間勤務職員（週 20 時間以上）、臨時的任用職員、非常勤職員（注2）

（注1）非常勤職員のうちフルタイム勤務されている方は、次の要件に該当するに至った日以降、一般組合員の資格を取得します。

- (i) 任用が事実上継続していると認められる場合において、
- (ii) フルタイムで勤務した日が原則として18日（*）以上ある月が、引き続いて12か月を超えるに至った方で、
- (iii) その超えるに至った日以後（13 か月目の月末まで）引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている方

* 1 か月間の日数（地方公共団体の休日を除く。）が 20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数

（注2）非常勤職員であっても下記の要件を全て満たす場合、社会保険制度が適用されます。

- ・ 1 週間の所定勤務時間が 20 時間以上
- ・ 任用期間が2か月を超える見込み（2か月以内の期間を定めて任用される方であっても、当該期間を超えて任用されることが見込まれる方、又は当該期間を超えて引き続き任用されるに至った方を含む。）
- ・ 賃金月額が8万8千円以上
- ・ 学生でないこと（ここでいう「学生」には、通信制・定時制等の学生は含まれない。）